

公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人岩倉市シルバー人材センターが行う高年齢者就業機会確保事業に要する経費に対し交付する公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の算定基準)

第3条 補助金の交付額は、別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較した少ない方の額と、総事業費から寄付金及びその他の収入を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額以内とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定をした場合は、補助金交付決定通知書（様式第2）により、速やかに通知しなければならない。

(事業計画の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとする場合は、直ちに事業計画変更届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4）により速やかに通知しなければならない。

（事業実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度終了後30日以内のいずれか早い時期までに、実績報告書（様式第5）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査を行い、適当と認めた場合は、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の確定をした場合は、補助金確定通知書（様式第6）により、速やかに補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、補助事業の完了後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を概算払とすることができるものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求を受けようとする補助事業者は、補助金交付請求書（様式第7）を市長に提出するものとする。

（補助金の取消し又は返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を請求することができるものとする。

- (1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

（指示等）

第 1 2 条 市長は、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができるものとする。

(帳簿の整理)

第 1 3 条 補助事業者は、当該事業の施行に関し、必要な帳簿を備え整理しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区 分	対 象 経 費	基 準 額
人件費	事業実施に必要な次に掲げる経費 基本給、特別給与、諸手当、社会保険料、福利厚生費、退職金掛金	市長が必要と認め た額
運営費	事業実施に必要な次に掲げる経費 賃借料、公租公課、委託料、手数料、負担金	
事業費	事業実施に必要な次に掲げる経費 消耗品費、印刷製本費、備品費、修繕料、会議費、旅費、通信運搬費、公租公課、保険料、賃金、諸謝金、雑役務費	
固定資産取得費	事業実施に必要な備品（100,000円以上）等を購入するための経費	

様式第1（第4条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者名

補助金交付申請書

公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 総事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| | (1) 事業計画書 | | |
| | (2) 収支予算書（別紙） | | |
| | (3) 補助金所要調書 | | |
| | (4) その他市長が必要とする書類 | | |

別紙

収 支 予 算 書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市シルバー人材センター 推進事業費補助金		
計		

支出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補助 対象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金については、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付する。

記

1 補助金交付金額 金 円

2 付記条件

3 留意事項

(1) 別紙請求書を 月 日までに提出のこと。

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者名

事業計画変更届

年 月 日付け 第 号で申請した公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業について、下記のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 円
（補助金交付決定額 金 円）
- 2 変更理由

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長

印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で届出のあった補助金については、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金交付要綱第6条第2項に基づき、下記のとおり変更し交付する。

記

1 変更後の補助金交付金額 金 円
（補助金交付済金額 金 円）

2 付記条件

3 留意事項

(1) 別紙請求書を 月 日までに提出のこと。

様式第5（第7条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者名

実績報告書

このことについて、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 総事業費 金 円
- 2 添付書類
- (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算書（別紙）
 - (3) 補助金精算書
 - (4) 財産目録、貸借対照表及び定款
 - (5) その他市長が必要とする書類

別紙

収 支 決 算 書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市シルバー人材センター 推進事業費補助金		
計		

支出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補助 対象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第6（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

岩倉市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあ
った補助金については、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター
推進事業費補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり補助金の
額を確定する。

記

1 補助金の確定額 金 円

様式第7（第10条関係）

補助金交付請求書
（概算払、精算払）

金

円

ただし、公益社団法人岩倉市シルバー人材センター推進事業費補助金として

上記金額を補助金交付決定通知書を添えて請求します。

年 月 日

団体名

代表者名

岩倉市長 殿